

茨木市既存公共建築物ZEB化可能性調査業務に係る プロポーザル実施要項

1 趣旨

国では、地球温暖化対策計画において、温室効果ガスの削減目標として令和12年度までに平成25年度比で46%削減、2050年カーボンニュートラルの目標が掲げられており、脱炭素化を目的とした建物の省エネ化や再エネ設備の導入(以下「省エネ化等改修」という。)が推進されている。

本市においても、令和4年3月に2050年二酸化炭素実質排出ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ」を表明しており、茨木市温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、市域における省エネの推進、再エネ設備の普及など、温室効果ガス削減目標の達成に向け、脱炭素化の取組を進めている。また、エコオフィスプランいばらき（第6版）においては、市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量への影響が大きい公共建築物について、建設・改修等にあたっては、ZEB化等も含めた省エネ設備、再生可能エネルギー設備の導入などの計画・設計を進めることを示している。

本業務では、調査対象となる公共建築物のエネルギー消費状況、改修方法及びエネルギー消費量削減効果、それらに係る費用等、多角的な観点から検討を行い、より効率的で効果的な改修方法を比較・検討するとともに、本調査結果を他の公共建築物にも水平展開することにより、脱炭素化に向けた本市の既存公共建築物の改修の方向性を共有するための基礎資料を作成するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

茨木市既存公共建築物ZEB化可能性調査業務

(2) 業務の目的

市の事務事業における温室効果ガス排出量への影響が大きい既存公共建築物について、ZEB化も含めた改修を推進するため、より効率的で効果的な改修方法を比較・検討するとともに、本調査結果を他の公共建築物にも水平展開することにより、脱炭素化に向けた本市の既存公共建築物の改修の方向性を共有するための基礎資料を作成する。

(3) 業務内容

対象建築物10施設の基礎調査及びZEB化可能性簡易評価を実施し、評価結果から選定した原則5施設について、ZEB化可能性調査を実施する。

詳細は、別紙「茨木市既存公共建築物ZEB化可能性調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。

(4) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 当該業務の予算額等

19,884,700円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 茨木市暴力団排除条例（平成24年9月27日茨木市条例第31号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (5) 過去5年間において、契約金額が7,000千円以上の同種業務の履行実績があること。

なお、同種業務とは、公共建築物における用途ごとで複数の建築物での省エネ化等改修の総合的な検討に関するコンサルタント業務をいう。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで環境政策課宛送信すること。

提出期限：令和7年4月21日（月）午後3時まで（必着）

提出先：茨木市 産業環境部環境政策課

E-mail : kankyoせいさく@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市ホームページ 環境政策課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyo/menu/oshirase/index.html>

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

(ア) 業務実績調書（様式3号）

(イ) 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市産業環境部環境政策課（茨木市役所本館8階）

ウ 提出期限：令和7年4月25日（金）午後3時まで（必着）

エ 提出方法：持参に限る

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により令和7年4月30日（水）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退届」（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに環境政策課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、次のウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、A4サイズ）

イ 作業スケジュール（任意様式）

ウ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）

(3) 提出方法等

ア 提出期限：令和7年5月14日（水）午後3時まで（必着）

イ 提出場所：茨木市役所 本館8階 産業環境部環境政策課事務室

ウ 提出方法：持参に限る

エ 提出部数

正本1部

副本8部（業者名がわかる内容を記載しないこと）

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以

下「提案者」という。)に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実績調書等の内容及び提案額（参考見積額）を10(1)で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が5者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査と次の(2)に記載のプレゼンテーションによる審査を併せて行い、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる委員審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションを10(2)で示す審査基準に基づいて審査する。第1次審査と第2次審査の評価点を合計し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。
ア プrezentationは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プrezentationに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター・スクリーン・HDMIケーブルは、市で用意する。
ウ 提案者の出席は、3人以内とする（管理技術者等が出席すること）。
エ プrezentationの方法、持ち時間等詳細については、第1次審査の通過者に対し別途通知する。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

(ア) 結果通知

第1次審査の結果は、当該審査を行った全者に対し、令和7年5月16日（金）までに「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式8号）により通知するものとする。なお、第1次審査を省略する場合は、上記の通知を省略し、令和7年5月16日（金）までに提案者全者に対し、電子メール又は電話により第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

併せて、プレゼンテーションによる審査を実施する提案者に対し、プレゼンテーションの実施について通知するものとする。

(イ) 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和7年5月20日（火）までに審査結果について、書面で説明を求めるができるものとする。

イ 第2次審査

(ア) 結果通知

第2次審査の結果は、当該審査を行った全者に対し、令和7年5月26日（月）までに「プロポーザル第2次審査結果通知書」（様式9号）により通知する。

(イ) 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和7年5月30日(金)までに審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

配点は以下のとおりとする。なお、審査基準及び配点の詳細は、別紙「審査項目及び配点の詳細」を参照。

(1) 第1次審査(事務局審査)

| | |
|--------------|----------|
| ア 履行実績 | 50／200点 |
| イ 業務実施体制 | 50／200点 |
| ウ 提案額(参考見積額) | 100／200点 |

(2) 第2次審査(プレゼンテーションによる委員審査)

700点(100点×7委員)

(1)(2)の合計900点とする。

11 候補者の決定

候補者は、別紙「審査項目及び配点の詳細」により選定会議において採点し、次の方針により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 提案者が1者のみであった場合は、評価点が配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規

定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、市との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開できるものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

| | |
|------------|--|
| 質問期限 | 令和7年4月21日（月）午後3時まで（必着） |
| 質問に対する回答 | 随時 |
| 参加申込期間 | 令和7年4月15日（火）から 令和7年4月25日（金）午後3時まで（必着） |
| 参加資格審査結果通知 | 令和7年4月30日（水）発送 |
| 企画提案書提出期間 | 令和7年4月30日（水）から 令和7年5月14日（水）午後3時まで（必着） |
| 第1次審査結果通知 | 令和7年5月16日（金）発送 |
| 第2次審査 | 令和7年5月21日（水）（予定） |
| 第2次審査結果通知 | 令和7年5月26日（月）（発送予定） |
| 契約締結 | 令和7年6月4日（水）（予定） |
| 業務開始 | 令和7年6月4日（水）（予定） |

15 その他

- (1) 参加者が1者のみであった場合においても、本プロポーザルを実施する。
- (2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があつたと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行

う場合がある。

- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 本プロポーザルへの参加に係る費用及び契約締結に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (7) 選定会議の委員と参加者との間に利害関係が生じること、参加者から委員へ故意（不正行為目的）に接触することを防止するため、委員に関する情報については契約締結までの間、公表しないものとする。

16 担当部署

茨木市 産業環境部環境政策課 担当 吉屋、小河
TEL 072-620-1644 (直通)
FAX 072-627-0289
E-mail : kankyoensisaku@city.ibaraki.lg.jp